



vol.5

このコーナーは、小田川市長が掲げる今年の漢字「越」にちなんだまちづくりを紹介するコラムです。

～スマートフォンをもっと身近に～

高齢者のスマートフォン活用を支援します

コロナ禍において、電子申請やキャッシュレス決済など、非接触型のサービスを活用する新たな生活様式の実現が求められています。これらのサービスを受けるためには、スマートフォンの活用が欠かせません。しかし、高齢者の方々のスマートフォン所持率はまだま

だ低い状況にあります。

市では、高齢者の方々にもスマートフォンを活用してもらい、情報格差（デジタルデバインド）を解消し、安心して暮らしてもらえるよう、様々な取り組みを行います！

スマートフォン購入費を助成！

問 伊奈庁舎介護福祉課（内線4306）

市内在住の65歳以上の方で、初めてスマートフォンを購入する場合、**2万円**を上限に購入費の助成をします。助成を受けるには、市内指定の販売店で購入し、販売店で実施する複数回の使い方講座を受講してもらいます。助成対象期間などの詳細は、決まり次第広報紙などでお知らせします。

「スマホ教室」を開催！

問 伊奈庁舎総務課デジタル推進室（内線2108）

高齢者の方やスマートフォンの操作に不安がある方などを対象に、市内事業者と協力し、「スマホ教室」を開催しています。令和3年度は全6回実施し、65人の方々に参加してもらい大変好評でした。今年度についても、引き続き実施します。日程などの詳細は、決まり次第広報紙などでお知らせします。



L 暮らしを支える制度をご紹介します⑱ R

妊産婦のタクシー利用料を一部助成します



問 おやこ・まるまるサポートセンター（内線9820）

市では、通院等に係る妊産婦の負担軽減や妊産婦が安心して、妊産婦健康診査や出産に伴う入退院などの支援を行うことを目的に、産科医療機関などへタクシーで通院した際の料金の一部を助成します。

▶助成内容：

- 妊産婦健康診査を受診する
- 妊婦歯科健康診査を受診する
- 産科医療機関で行うマタニティクラスや両親学級を受講する
- 出産のための入退院
- 妊娠中の体調不良等により、妊婦健康診査以外で産科医療機関を受診する

▶助成対象者：「助成内容」のためにタクシーを利用した妊産婦で、次のいずれも該当する方
○タクシーを利用した日及び助成金の申請をした日におい

て、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている

○母子健康手帳の交付を受けている

▶助成額：タクシー利用1回につき上限3,000円

※1回の妊娠につき、15回までの利用が上限です。往復での利用は2回分となります。

▶申請期限：出産した日から、2カ月以内または当該年度末のいずれか早い日まで

※土・日・祝日、年末年始（12月28日～1月3日）を除く。

※申請内容を審査後、助成金の支給の可否を決定し、申請者に通知します。

申請に必要な書類や利用可能なタクシー会社など、詳しくは市ホームページをご覧ください！

